

令和8年度第4回（令和8年5月19日）庁議提案

□審議 報告 □その他

担当部・課：企画部地域振興課〔内線4243〕

1 件名

石巻市復興応援隊の廃止について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

震災から一日も早い復興を果たすためには、地域に根差したコミュニティ主体の復興を行うことが重要であり、そのためには、住民主体の地域活動の促進とコミュニティ再構築に向けた人材面の支援が不可欠であるため、平成29年度から本市が実施主体となり復興応援隊を設置してきた。

これにより、被災地の実情に応じた住民主体のまちづくりを促進し、地域住民の活動支援をしてきたが、第2期復興・創生期間の終了に伴い、震災復興特別交付税措置が終了となり、復興応援隊は地域おこし協力隊等の一般施策へ移行することになった。

【目的】

震災復興特別交付税措置の終了に伴い、石巻市復興応援隊を廃止したもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：有 □無】

復興支援員推進要綱（平成24年1月6日付け総行人第60号）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）【特定被災地地方公共団体】

石巻市復興応援隊設置要綱（平成29年石巻市告示第59号）

【総合計画の位置付け：有 無】

【個別計画の位置付け：有 無】

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成24年 1月 復興支援員推進要綱制定（平成24年1月6日付け総行人第60号）

平成24年度～28年度 宮城県が実施主体となり復興応援隊設置事業を実施

平成29年 4月 石巻市復興応援隊設置要綱施行

令和 8年 3月 復興支援員推進要綱の一部改正

3月 石巻市復興応援隊設置要綱廃止（令和8年4月1日施行）

5 主な内容

石巻市復興応援隊を廃止したもの。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

石巻市復興応援隊については、令和2年度までとしていた当初の事業期間を5年間延長し、自主的な取組への移行期間を確保してきた。併せて、他事業との掛け合わせや拠点の指定管理など、平時における事業への移行を図り、地域に定着した活動に向けた検討を進めてきた。

今後、復興応援隊については、地域おこし協力隊等の一般施策を基本とし、団体からの相談に応じて活用可能な制度の案内や必要な助言を行う。

取組実績（過去4年間） (単位：団体・千円)

年度	受託団体数	契約額
R 4	3	28,795
R 5	3	30,311
R 6	3	26,948
R 7	2	18,106

7 他の自治体の政策との比較検討

気仙沼市 令和8年度にふるさと応援基金に財源を切り替え、業務を一部縮小して継続

東松島市 令和7年度で終了

丸森町 令和7年度で終了

宮城県 令和8年度に復興基金に財源を切り替え、継続

8 今後の予定及び施行予定年月日

9 その他